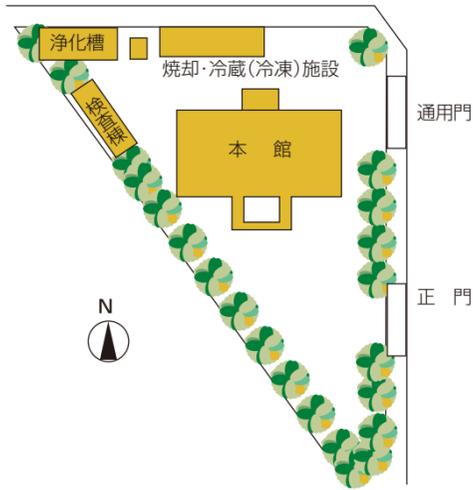


施設



施設の概要

- 本館 鉄筋コンクリート造二階建 延 656.5㎡

所長室 29.3㎡	診断室 27.5㎡
事務室 67.4㎡	ウイルス検査室 33.8㎡
待機室、他 62.3㎡	細菌検査室 31.6㎡
薬品室 11.0㎡	病理検査室 36.1㎡
研修室 100.2㎡	生化学検査室 64.3㎡
研修準備室 15.2㎡	無菌室 4.0㎡
図書資料室 30.0㎡	洗浄消毒室 24.0㎡
	暗室 6.0㎡
 - 付属棟 延 154.5㎡

焼却・冷蔵(冷凍)施設 97.8㎡
プロパン庫、他 8.7㎡
検査診断室 48.0㎡
- 敷地面積 2,600.3㎡



管轄

和歌山市 有田市 海草郡(1町)
 海南市 紀の川市 伊都郡(3町)
 橋本市 岩出市 有田郡(3町)
 計6市7町



アクセス



JR 阪和線、六十谷駅下車 徒歩 25分
 和歌山バス園部又は水道橋下車 徒歩 10分

要 覧



紀北家畜保健衛生所

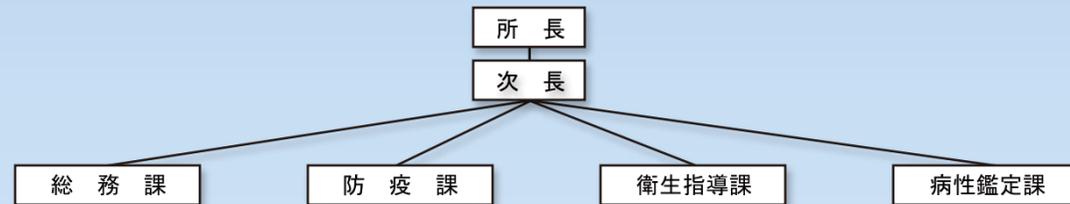
〒640-8483 和歌山市園部 1291 番地

TEL:073-462-0500 FAX:073-462-5253

沿革

- 昭和25年 4月 1日 和歌山県家畜保健衛生所開設(和歌山市小松原通1-1)
- 昭和26年 3月10日 紀北家畜保健衛生所開設(那賀郡打田町打田1244(現紀の川市打田))
- 昭和26年 3月10日 伊都家畜保健衛生所開設(伊都郡かつらぎ町大谷88-2)
- 昭和27年 4月 1日 紀北家畜保健衛生所を那賀家畜保健衛生所と改称し移転
(打田町打田1414(現紀の川市打田))
- 昭和27年 5月 1日 和歌山家畜保健衛生所移転(和歌山市太田150)
- 昭和29年 4月 1日 和歌山県家畜衛生検査室開設(和歌山市小松原通1-1)
- 昭和38年10月 1日 衛生検査室を和歌山県家畜病性鑑定室と改称し和歌山家畜保健衛生所に併設
- 昭和42年 9月 1日 和歌山県家畜保健衛生所及び家畜病性鑑定室移転(和歌山市和田1282)
- 昭和47年 4月 1日 家畜保健衛生所再編整備により紀北家畜保健衛生所発足(和歌山市和田1282)
和歌山・那賀・伊都家畜保健衛生所を統合
総務・防疫・衛生指導課、那賀・伊都駐在を設置
- 昭和53年 6月 1日 家畜病性鑑定室を紀北家畜保健衛生所に統合(4課体制)
- 昭和54年11月10日 紀北家畜保健衛生所移転(和歌山市園部1257-4)
- 昭和58年 9月 8日 紀北家畜保健衛生所新庁舎建設移転(和歌山市園部1291)
- 昭和58年12月31日 那賀駐在を廃止
- 昭和59年 9月30日 伊都駐在を廃止
- 平成17年 4月 1日 紀中家畜保健衛生所廃止統合に伴い、有田市、有田郡を管轄地に編入

所内体制



管内の特徴

紀北家畜保健衛生所は和歌山県北部の6市7町、1,644km²を管轄し、東は奈良県、北は和泉山脈を経て大阪府に接しています。その南側を沿うように奈良県大台ヶ原を源とする紀ノ川が北西へと流れ、徳島県や淡路島を望む紀伊水道に注いでいます。南は白馬山脈が東西に横たわり、高野町揚柳山に発し南西に向かい有田市で紀伊水道に注ぐ有田川が流れています。

養鶏は、管内東部の伊都地方で採卵鶏、管内南部の有田地方でブロイラーが盛んで、鶏卵を活用した商品開発・加工流通等の六次産業化の取組や銘柄鶏の生産が行われています。

肉用牛は紀ノ川沿いを中心に肥育牛および繁殖和牛が飼養されており、繁殖和牛飼養者による改良組合が組織され、育種価に基づく改良を進めるとともに、伝染病の侵入防止にも積極的に取り組んでいます。

酪農は管内に点在していますが、経験を積んだ生産者による安定した生乳生産が行われており、受精卵移植技術を活用した和牛子牛の生産も行われています。

養豚は、飼養戸数が少ないものの安定した経営が行われ、一部ではハムやソーセージなどの加工・販売も行われています。

当所は県の基幹家畜保健衛生所として位置づけされており、病性鑑定課を設置し精密検査を受け持つとともに、家畜伝染病予防やまん延防止、生産性向上や経営安定、畜産物の安全性確保のための業務に取り組んでいます。さらに、家畜診療や人工授精および受精卵移植、家畜の登録なども手掛け、振興施策や経営指導にも参画するなど総合的に地域に密着した業務を展開しています。

主な業務

総務課

家畜保健衛生所の経理や歳入事務、庁舎施設や公用車、物品などの管理、ならびに職員の研修に関する業務などを行っています。

防疫課

「家畜伝染病予防法」に基づき、家畜(牛、馬、豚、鶏、めん羊、山羊、みつばち等)の伝染性疾患の発生予防及びまん延防止のため、検査や予防注射、診断を行うとともに、飼養衛生管理基準についての指導や啓発などを行い、衛生管理の向上に取り組んでいます。

また、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫などの伝染病が発生した場合に備え、防疫体制の整備を行っています。



衛生指導課

家畜の衛生管理と生産性の向上を図るため、畜産農家を巡回し、検査および衛生指導を実施しています。同時に、診療や人工授精などを行いながら、家畜の適正な管理技術や繁殖成績の向上、遺伝的能力の改良推進、畜産物の安全性の確保、家畜登録業務など幅広い分野で指導・啓発業務を行っています。

「薬事法」、「獣医師法」や「獣医療法」に基づく許可・届出の受理及び監視指導を行っています。



病性鑑定課

家畜の伝染病などの詳細な原因や発生状況を調査します。

ウイルス、細菌、寄生虫、病理および生化学的検査を行い、精密な病原検索や病態の把握、検査した疾病の対策についての啓発・指導などに取り組んでいます。

